

議会活性化検討会 報 告 書

- 費用弁償の見直しについて
- 議会活動のあり方について
- 議員会館の見直しについて

平成20年12月

議会活性化検討会

目 次

I	はじめに	-----	1	頁
II	検討会の活動状況	-----	2	
III	費用弁償の見直しについて	-----	3	
	1 検討結果	-----	3	
IV	議会活動のあり方について	-----	4	
	1 本県及び全国の状況	-----	4	
	2 検討経過	-----	14	
	3 検討結果	-----	14	
V	議員会館の見直しについて	-----	16	
	1 議員会館の概要	-----	16	
	2 全国の状況	-----	17	
	3 検討経過	-----	18	
	4 検討結果	-----	19	
VI	おわりに	-----	20	
VII	検討会委員名簿	-----	21	
VIII	参考資料	-----	22	

Ⅰ はじめに

「地方が主役の国づくり」の理念のもとに、政府の地方分権改革推進委員会においては、平成20年5月の第一次勧告、8月の中間報告に続き、12月8日には第二次勧告が出されるなど、これまでの国と地方のあり方を見直す地方分権改革の動きがますます本格化している。

このような中であって、地方議会もまた、従来の政策の決定、監視といった機能にとどまらず、広範多岐にわたる県民の思いを確実に受け止め、信頼を得ることのできる議会改革が求められている。

昨年度の議会活性化検討会においては、「予算特別委員会の設置」「政務調査費の見直し」等の項目について検討し、全国的にも先進的な内容の答申を行ったが、費用弁償については時間的な制約もあり、見直しの必要性を確認したものの具体的な検討には至らなかった。

このため、今年度の議会活性化検討会においては、「費用弁償の見直し」を前半の検討課題とし、全国の支給状況や支給方式における試算等の調査結果を踏まえ、各党派ごとに協議した見直し案を基に検討を加え、10月9日、中間報告書を議長へ提出した。

県議会においては、この提言を踏まえ、第296回（平成20年12月）定例会から、交通費実費と公務諸費を支給する新しい方式への切り替えを速やかに実現したところである。

本報告書は、上記項目のほか、「議会活動のあり方」と「議員会館の見直し」について検討結果を取りまとめたものであるが、今後、本報告書の提言に基づき、県議会として必要な検討を行い、議会活動の更なる活性化に向けた各種の取組が早期に実現されるよう強く望むものである。

平成20年12月22日

議会活性化検討会
会長 青木 克明

II 検討会の活動状況

(1) 第1回	3月21日 (金)	・ 正副会長互選
(2) 第2回	4月24日 (木)	・ 委員席の決定について ・ 年間活動計画について ・ 検討テーマについて
(3) 第3回	6月11日 (水)	・ 検討テーマの決定について ・ 費用弁償の見直しについて
(4) 第4回	7月24日 (木) ～25日 (金)	・ 県外調査 (三重県議会の議会活動について)
(5) 第5回	7月29日 (火)	・ 費用弁償の見直しについて ・ 議会活動のあり方について
(6) 第6回	8月18日 (月)	・ 費用弁償の見直しについて ・ 議会活動のあり方について
(7) 第7回	9月3日 (水)	・ 費用弁償の見直しについて ・ 議会活動のあり方について
(8) 第8回	10月3日 (金)	・ 中間報告書(案)について ・ 議会活動のあり方について ・ 議員会館の見直しについて
(9)	10月9日 (木)	・ 中間報告 (費用弁償の見直しについて)
(10) 第9回	11月27日 (木)	・ 報告書(素案)について
(11) 第10回	12月22日 (月)	・ 報告書(案)について

Ⅲ 費用弁償の見直しについて

1 検討結果

(1) 支給方法等の見直しについて

費用弁償の見直しに当たっては、議員活動がより活発に行われ、議会の機能が一段と高まり、より活性化するためにどう支給されるべきものか、といった観点からの検討が必要である。併せて、経費削減という視点からも検討すべきである。

こうした観点から、本検討会は、現行の「距離別定額」支給方式を見直し、「交通費実費＋定額（3,000円）」支給方式とすることを提言する。

定額部分は、議員が議会の招集に応じて登庁し、議案・陳情などを審査する際の情報収集のための調査や資料収集などにかかる諸費用として必要であると考えられ、「交通費実費＋定額」支給方式を採る14府県の平均額が3,371円という現状を踏まえると、3,000円の定額は妥当な金額であると考えられる。

なお、定額部分の明確な根拠を示すことは困難であり、県民の理解を得ることができないとの考えから、交通費実費のみの支給方式にすべきであるとの少数意見があった。

(2) みなし規定について

議案に関する調査又は質疑質問に関する調査のために、現地調査を行った場合、議会棟に登庁したものとみなして費用弁償を支給する、いわゆる「みなし規定」については廃止すべきである。

(3) 見直しの実施時期について

平成21年4月を目途としつつ、できるだけ早期に実施できるよう、条例等の諸規程の改正等の手続きを進めることが必要である。

※なお、この中間報告に沿って、「栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」が、第296回定例会開会日（平成20年12月10日）に上程され可決成立し、平成20年12月10日以後に出発する旅行から適用された。

IV 議会活動のあり方について

1 本県及び全国の状況

(1) 各都道府県議会における定例会・臨時会開催回数等

平成17年から19年までの3か年における各都道府県議会の定例会・臨時会開催回数等の状況は、表1のとおりである。

定例会の開催回数は、全都道府県とも年4回である。ただし、三重県においては、平成20年から年2回へ見直しが行われている。

年間会期日数は、60数日間から120日間までと都道府県によって違いが見られるが、全国平均は80日強である。本県議会においては、平成17年は82日間、18年81日間と、議員改選の年であった平成19年を除いて、ほぼ全国平均並みの日数であるが、平成20年から予算特別委員会が設置されたことに伴い、今後は、年間10日程度の日数増が見込まれている。

なお、会議の開始時刻については、大部分が午前からの開催であるが、9都府県が午後1時からの開催となっている。

【表1】 各都道府県議会における定例会・臨時会開催回数等（平成17年～19年）

No.	年 都道府県名	平成17年				平成18年				平成19年				会議 開始 時刻
		定例会		臨時会		定例会		臨時会		定例会		臨時会		
		年間 会期 日数	開催 回数	年間 会期 日数	会期 日数 合計	年間 会期 日数	開催 回数	年間 会期 日数	会期 日数 合計	年間 会期 日数	開催 回数	年間 会期 日数	会期 日数 合計	
1	北海道	88	0	0	88	89	2	4	93	85	1	7	92	10:00
2	青森県	86	0	0	86	85	1	3	88	77	1	3	80	10:00
3	岩手県	81	3	4	85	89	1	1	90	86	2	4	90	13:00
4	秋田県	73	2	2	75	75	2	9	84	71	2	11	82	10:00
5	宮城県	90	0	0	90	96	0	0	96	96	1	2	98	10:00
6	山形県	77	1	1	78	73	1	2	75	72	1	7	79	10:00
7	福島県	83	1	1	84	80	0	0	80	73	1	3	76	13:00
8	東京都	75	1	1	76	84	0	0	84	80	1	1	81	13:00
9	神奈川県	101	1	8	109	100	1	8	108	97	1	8	105	13:00
10	千葉県	85	1	1	86	80	0	0	80	80	1	1	81	10:00
11	茨城県	82	0	0	82	73	0	0	73	72	1	4	76	13:00
12	栃木県	82	1	1	83	81	0	0	81	70	1	1	71	10:00
13	埼玉県	88	0	0	88	90	0	0	90	79	1	1	80	10:00
14	群馬県	88	0	0	88	91	0	0	91	79	2	4	83	10:00
15	山梨県	71	0	0	71	70	0	0	70	63	1	1	64	10:00

No.	年 都道府県 名	平成17年				平成18年				平成19年				会議 開始 時刻
		定例会		臨時会		定例会		臨時会		定例会		臨時会		
		年間 会期 日数	開催 回数	年間 会期 日数	会期 日数 合計	年間 会期 日数	開催 回数	年間 会期 日数	会期 日数 合計	年間 会期 日数	開催 回数	年間 会期 日数	会期 日数 合計	
16	長野県	96	0	0	96	94	1	3	97	81	1	4	85	10:00
17	新潟県	84	1	2	86	84	0	0	84	84	1	1	85	13:00
18	愛知県	83	1	1	84	95	1	1	96	88	1	1	89	10:00
19	三重県	110	1	4	114	101	2	5	106	98	1	4	102	10:00
20	静岡県	88	3	3	91	87	1	1	88	85	1	1	86	10:00
21	岐阜県	81	1	1	82	77	1	1	78	77	1	1	78	10:00
22	富山県	74	0	0	74	74	0	0	74	66	1	1	67	10:00
23	石川県	79	0	0	79	78	1	1	79	82	1	1	83	10:00
24	福井県	91	0	0	91	89	0	0	89	93	1	1	94	10:00
25	京都府	87	0	0	87	81	1	3	84	81	1	6	87	13:00
26	大阪府	69	0	0	69	67	0	0	67	64	2	2	66	13:00
27	兵庫県	85	0	0	85	85	0	0	85	90	0	0	90	10:00
28	奈良県	73	0	0	73	66	1	3	69	64	1	4	68	13:00
29	和歌山県	78	0	0	78	63	1	1	64	74	2	6	80	10:00
30	滋賀県	94	2	7	101	92	2	3	95	90	2	4	94	10:00
31	広島県	64	0	0	64	69	0	0	69	70	1	2	72	10:00
32	岡山県	81	2	2	83	78	1	1	79	79	1	1	80	10:30
33	鳥取県	95	1	1	96	102	0	0	102	109	1	1	110	10:00
34	島根県	83	1	2	85	83	0	0	83	82	1	2	84	10:00
35	山口県	73	1	4	77	69	0	0	69	72	1	4	76	10:00
36	香川県	100	1	1	101	100	2	2	102	95	1	1	96	10:00
37	徳島県	94	0	0	94	93	1	1	94	88	1	1	89	10:00
38	高知県	70	1	2	72	69	0	0	69	73	1	3	76	10:00
39	愛媛県	76	1	1	77	71	0	0	71	69	2	2	71	10:00
40	福岡県	96	2	2	98	95	0	0	95	86	1	2	88	11:00
41	大分県	80	0	0	80	78	0	0	78	76	1	2	78	10:00
42	佐賀県	89	1	3	92	87	1	4	91	78	3	8	86	10:00
43	長崎県	91	1	1	92	93	0	0	93	89	3	3	92	10:00
44	宮崎県	97	1	2	99	89	1	1	90	96	1	2	98	10:00
45	熊本県	75	1	1	76	73	1	1	74	73	1	4	77	10:00
46	鹿児島県	88	0	0	88	101	0	0	101	93	1	3	96	10:00
47	沖縄県	120	2	2	122	101	1	1	102	116	0	0	116	10:00
	平均	84.98	0.77	1.3	86.28	83.83	0.6	1.28	85.11	81.72	1.19	2.89	84.62	

(平成20年8月：栃木県議会事務局調査)

(2) 各都道府県議会における会期日数・質問日数・委員会等開催日数等

平成18年定例会における各都道府県議会の会期日数、質問日数、常任委員会・特別委員会の開催日数及び開催方式についての状況は、表2のとおりである。

4定例会におけるそれぞれの会期日数の全国平均は、2月定例会が最も長く28.6日間、以下6月が17.0日間、9月が20.8日間、12月が17.4日間となっている。本県は、2月が28日間、6月が16日間、9月が19日間、12月が18日間であり、概ね全国平均並みの日数である。

なお、質問日数の全国平均は、2月定例会は5.6日間、6月は3.5日間、9月は4.2日間、12月は3.4日間であるが、本県は、2月定例会が4日間、6月、9月及び12月が各3日間となっている。

また、常任委員会については、本県を含む39府県が一斉開催としており、全体の8割を超えている。個別開催は8都府県である。

さらに、本県を含む33都道府県が、予算特別委員会や決算特別委員会を除く常設の特別委員会を会期中に開催しており、全体の約7割に当たる。14県については、定例会中は開催していない。

【表2】 各都道府県議会における定例会会期日数等（平成18年）

No.	都道府県名	定例会	会期	質問日数	常任委員会				特別委員会			備考(※の説明等)
					開催日数	開催方式		開催日数	開催方式			
						一斉	個別		一斉	個別		
1	北海道	2月(第1)	30	6	1	○		1	○			
		6月(第2)	18	4	1			1				
		9月(第3)	25	6	1			1				
		12月(第4)	16	4	1			1				
2	青森県	2月(第1)	29	7	2	○		2		○		
		6月(第2)	15	4	2			1				
		9月(第3)	19	5	2			2				
		12月(第4)	22	4	2			1				
3	岩手県	2月(第1)	33	5	3	○		1※1			※1 通常開催しないが、議員定数等調査特別委員会を1日開催 ※2 通常開催しないが、出資法人等改革調査特別委員会を1日開催	
		6月(第2)	14	3	1			0				
		9月(第3)	28	3	1			0				
		12月(第4)	14	3	1			1※2				
4	秋田県	2月(第1)	22	3	6	○		0				
		6月(第2)	16	2	4			0				
		9月(第3)	17	2	5			0				
		12月(第4)	16	2	4			0				

No.	都道府県名	定例会	会期	質問 日数	常任委員会			特別委員会			備考(※の説明等)
					開催 日数	開催方式		開催 日数	開催方式		
						一斉	個別		一斉	個別	
5	宮城県	2月(第1)	29	6	3	○		0			
		6月(第2)	16	4	3			0			
		9月(第3)	23	6	2			0			
		12月(第4)	28	4	2			0			
6	山形県	2月(第1)	25	3	4	○		1	○		
		6月(第2)	16	2	2			1			
		9月(第3)	16	2	2			1			
		12月(第4)	16	2	2			1			
7	福島県	2月(第1)	31	6	6	○		1	○		
		6月(第2)	16	4	3			1			
		9月(第3)	17	4	3			1			
		12月(第4)	16	4	3			2			
8	東京都	2月(第1)	37	3	6		○	0		○	※会期中の実開催日数
		6月(第2)	16	2	3			1※			
		9月(第3)	16	2	3			1※			
		12月(第4)	15	2	3			2※			
9	神奈川県	2月(第1)	37	4	4	○		1	○		
		6月(第2)	22	4	2			1			
		9月(第3)	23	4	3			1			
		12月(第4)	18	3	2			1			
10	千葉県	2月(第1)	25	5	2	○		1※1	○		※1 三番瀬問題特別委員会を本会 議終了後に開催。 ※2 防災対策特別委員会を本会議 終了後に開催。
		6月(第2)	17	5	2			0			
		9月(第3)	20	5	2			0			
		12月(第4)	18	5	2			1※2			
11	茨城県	2月(第1)	25	5	3	○		2	○		
		6月(第2)	12	2	2			2			
		9月(第3)	23	5	2			1			
		12月(第4)	13	2	1			0			
12	栃木県	2月(第1)	28	4	5	○		2	○		
		6月(第2)	16	3	2			2			
		9月(第3)	19	3	2			2			
		12月(第4)	18	3	2			2			
13	埼玉県	2月(第1)	33	5	3	○		2	○		
		6月(第2)	18	5	2			1			
		9月(第3)	21	5	2			1			
		12月(第4)	18	5	2			1			

No.	都道府県名	定例会	会期	質問 日数	常任委員会			特別委員会			備考(※の説明等)
					開催 日数	開催方式		開催 日数	開催方式		
						一斉	個別		一斉	個別	
14	群馬県	2月(第1)	32	4	4	○		3	○		
		6月(第2)	19	2	2			1			
		9月(第3)	23	3	3			2			
		12月(第4)	17	2	2			2			
15	山梨県	2月(第1)	27	4	2	○		0	○		※ 特別委員会は6月定例会会期中の1日以外は閉会中
		6月(第2)	14	3	2			1※			
		9月(第3)	15	3	2			0			
		12月(第4)	14	3	2			0			
16	長野県	2月(第1)	34	9	5※	○		5		○	※一部6日
		6月(第2)	19	5	3※			2			※一部4日
		9月(第3)	22	7	3※			2			※一部4日
		12月(第4)	19	5	3※			2			※一部4日
17	新潟県	2月(第1)	32	4	7	○		0			
		6月(第2)	17	4	4			0			
		9月(第3)	18	4	4			0			
		12月(第4)	17	4	4			0			
18	愛知県	2月(第1)	33	7	5		○	0			※8委員会を2グループに分け前半2日で4委員会、後半2日で4委員会開催。ただし、2月定例会は一斉に開催。
		6月(第2)	18	3	4		※	0			
		9月(第3)	24	4	4			0			
		12月(第4)	20	3	4			0			
19	三重県	2月(第1)	32	5	3		○	0※2			※1 2委員会ずつ3日に分けて開催 ※2 実績では5、1、1、4回開催
		6月(第2)	18	2	3		※1	0※2			
		9月(第3)	28	4	3			0※2			
		12月(第4)	23	3	3			0※2			
20	静岡県	2月(第1)	25	6	4	○		0			
		6月(第2)	20	4	2			0			
		9月(第3)	22	4	3			0			
		12月(第4)	20	4	2			0			
21	岐阜県	2月(第1)	24	4	2	○		1	○		※1 5委員会中2委員会各1日 ※2 5委員会中1委員会各1日
		6月(第2)	17	3	1			1※1			
		9月(第3)	22	3	1			1※2			
		12月(第4)	14	3	1			1			
22	富山県	2月(第1)	25	5	1	○		0			
		6月(第2)	15	3	1			0			
		9月(第3)	18	3	1			0			
		12月(第4)	16	3	1			0			

No.	都道府県名	定例会	会期	質問 日数	常任委員会			特別委員会			備考(※の説明等)
					開催 日数	開催方式		開催 日数	開催方式		
						一斉	個別		一斉	個別	
23	石川県	2月(第1)	19	4	2	○		0			
		6月(第2)	20	3	1			0			
		9月(第3)	21	3	1			0			
		12月(第4)	18	3	1			0			
24	福井県	2月(第1)	24	3	3	○		3		○	
		6月(第2)	21	3	2			3			
		9月(第3)	23	3	2			3			
		12月(第4)	21	3	2			3			
25	京都府	2月(第1)	33	4	2	○		1	○		
		6月(第2)	16	4	2			1			
		9月(第3)	17	4	2			1			
		12月(第4)	15	4	2			1			
26	大阪府	2月(第1)	24	6	7		○			○	※1 8委員会を2回に分けて開催 ※2 2特別委員会を開催。ただし、 会期中は必ず開催する旨の取り決 めはない。
		6月(第2)	9	2	—		※1				
		9月(第3)	26	6	6						
		12月(第4)	8	2	—			※2			
27	兵庫県	2月(第1)	35	4	2	○		1	○		
		6月(第2)	8	1	1			0			
		9月(第3)	15	4	2			1			
		12月(第4)	27	3	1			0			
28	奈良県	2月(第1)	26	5	0	○		0			
		6月(第2)	11	3	1			0			
		9月(第3)	16	3	0			0			
		12月(第4)	13	3	2			0			
29	和歌山県	2月(第1)	24	5	3	○		3		○	
		6月(第2)	17	4	2			2			
		9月(第3)	17	4	2			4			
		12月(第4)	5	1	1			0			
30	滋賀県	2月(第1)	32	4	5	○		3	○		
		6月(第2)	17	4	1			3			
		9月(第3)	22	4	2			3			
		12月(第4)	21	5	2			3			
31	広島県	2月(第1)	30	6	2	○		2		○	
		6月(第2)	12	2	1			2			
		9月(第3)	14	4	1			0			
		12月(第4)	13	3	1			1			

No.	都道府県名	定例会	会期	質問 日数	常任委員会			特別委員会			備考(※の説明等)
					開催 日数	開催方式		開催 日数	開催方式		
						一斉	個別		一斉	個別	
32	岡山県	2月(第1)	21	6	1	○		1	○		※ 総務委員会は2日間開催
		6月(第2)	19	6	1※			1			
		9月(第3)	19	5	1			1			
		12月(第4)	19	6	1			1			
33	鳥取県	2月(第1)	29	8	4	○		1	○		※ 12月から試行で2グループに分 て分離開催
		6月(第2)	22	7	3	※		1			
		9月(第3)	29	9	3			1			
		12月(第4)	22	8	3			1			
34	島根県	2月(第1)	22	6	2	○		2		○	
		6月(第2)	19	4	4			2			
		9月(第3)	23	5	2			2			
		12月(第4)	19	4	2			2			
35	山口県	2月(第1)	18	5	3	○		0			
		6月(第2)	17	5	3			0			
		9月(第3)	17	5	3			0			
		12月(第4)	17	5	3			0			
36	香川県	2月(第1)	32	4	12		○	0			
		6月(第2)	22	3	8			0			
		9月(第3)	24	4	8			0			
		12月(第4)	22	3	8			0			
37	徳島県	2月(第1)	28	3	4		○	2		○	※ 1日2委員会ずつ開催
		6月(第2)	19	2	4		※	2		※	
		9月(第3)	27	3	4			2			
		12月(第4)	19	2	4			2			
38	高知県	2月(第1)	24	4	6	○		0			
		6月(第2)	14	3	3			0			
		9月(第3)	17	3	4			0			
		12月(第4)	14	3	3			0			
39	愛媛県	2月(第1)	21	5	4		○	0	○		※ 3委員会ずつ2分割開催
		6月(第2)	14	3	2		※	1			
		9月(第3)	22	5	4			0			
		12月(第4)	14	3	2			0			
40	福岡県	2月(第1)	34	7	4	○		0			
		6月(第2)	18	6	2			0			
		9月(第3)	22	6	3			0			
		12月(第4)	21	6	3			0			

No.	都道府県名	定例会	会期	質問 日数	常任委員会			特別委員会			備考(※の説明等)
					開催 日数	開催方式		開催 日数	開催方式		
						一斉	個別		一斉	個別	
41	大分県	2月(第1)	31	6	2	○		2		○	
		6月(第2)	16	3	1			2			
		9月(第3)	16	3	1			2			
		12月(第4)	15	3	1			1			
42	佐賀県	2月(第1)	30	4	2	○		3		○	
		6月(第2)	18	3	2			1			
		9月(第3)	21	3	2			1			
		12月(第4)	18	3	2			1			
43	長崎県	2月(第1)	28	3	6		○	2		○	
		6月(第2)	21	3	4			1			
		9月(第3)	22	3	4			0			
		12月(第4)	22	4	4			0			
44	宮崎県	2月(第1)	28	5	6	○		1	○		
		6月(第2)	18	4	2			1			
		9月(第3)	20	5	2			1			
		12月(第4)	23	1	4			1			
45	熊本県	2月(第1)	23	5	3	○		1	○		
		6月(第2)	15	3	2			1			
		9月(第3)	20	5	2			1			
		12月(第4)	15	3	2			1			
46	鹿児島県	2月(第1)	36	5	5	○		1	○		
		6月(第2)	21	5	2			1			
		9月(第3)	23	6	2			1			
		12月(第4)	21	5	2			1			
47	沖縄県	2月(第1)	43	7	3	○		1	○		
		6月(第2)	24	6	3			1			
		9月(第3)	24	6	3			1			
		12月(第4)	10	2	1			1			
	合計	2月(第1)	28.6	5.6	3.6	39	8		21	12	
		6月(第2)	17.0	3.5	2.3						
		9月(第3)	20.8	4.2	2.4						
		12月(第4)	17.4	3.4	2.3						

(平成19年8月：他県調査結果から抜粋)

(3) 各都道府県議会における常任委員会の実施状況

平成20年6月定例会における各都道府県議会常任委員会の実施状況は、表3のとおりである。

常任委員会の設置数は、本県は6委員会であるが、全国的には最多9、最少4、平均5.8となっている。

委員会の開始時刻については、10時、10時30分、11時、13時など違いはあるものの大部分は午前からの開会となっている。

本県議会では、6常任委員会を定例会中に1日開催したが、審議時間が1時間以上2時間未満の委員会が5、2時間以上3時間未満の委員会が1という状況であった。

審議時間については、比較的審議時間が短いところ、比較的長いところ、委員会によって審議時間に長短があるところなど、大別すると3グループに分けることができる。

なお、本県の該当する1時間以上2時間未満の割合は全体の20.8%、2時間以上3時間未満は16.9%であり、合わせると全体の4割弱となる。

【表3】 各都道府県議会における常任委員会の実施状況（平成20年6月定例会）

No.	都道府県名	常任委員会の数	主たる開始時間	実施時間					計
				1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上	
1	北海道	9	15:20	8	2	0	0	0	10
2	青森県	6	11:00	1	1	2	2	0	6
3	岩手県	5	10:00	0	0	2	2	1	5
4	宮城県	6	10:00	2	6	3	1	0	12
5	秋田県	5	10:00	0	0	0	0	10	10※1
6	山形県	6	10:00	0	0	0	6	0	6
7	福島県	6	11:00	8	5	3	0	0	16
8	茨城県	6	10:30	0	0	0	1	5	6
9	栃木県	6	10:00	0	5	1	0	0	6
10	群馬県	6	10:00	0	0	0	0	6	6
11	埼玉県	8	10:00	1	5	1	1	0	8
12	千葉県	8	10:00	0	2	2	0	4	8
13	東京都	9	13:00	10	0	3	0	4	17
14	神奈川県	8	10:30	0	0	1	7	8	16
15	新潟県	4	10:00	0	2	5	4	1	12
16	富山県	5	10:00	0	4	1	0	0	5
17	石川県	5	10:00	0	2	3	0	0	5
18	福井県	4	10:00	0	0	0	0	4	4
19	山梨県	4	10:00	0	0	0	3	3	6

No.	都道府県名	常任委員会の数	主たる開始時間	実施時間					計
				1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上	
20	長野県	6	10:30	1	0	5	9	4	19
21	岐阜県	6	10:00	2	4	0	0	0	6
22	静岡県	7	10:30	0	0	2	1	11	14
23	愛知県	8	13:00	1	5	2	3	0	11
24	三重県	7	10:00	1	1	3	3	5	13※2
25	滋賀県	5	10:00	2	3	4	2	2	13
26	京都府	7	13:30	4	7	4	0	0	15
27	大阪府	8	10:00	1	6	0	2	14	23※3
28	兵庫県	5	10:30	3	2	0	0	0	5
29	奈良県	5	10:30 13:30	0	2	2	1	0	5
30	和歌山県	6	10:00	1	2	2	1	1	7
31	鳥取県	4	10:00 13:00	0	2	2	4	0	8
32	島根県	4	10:00	0	0	1	2	1	4
33	岡山県	6	10:30	1	3	2	0	0	6
34	広島県	6	10:30	0	5	1	0	0	6
35	山口県	6	10:30	0	3	4	2	1	10
36	徳島県	4	10:30	0	1	2	4	1	8
37	香川県	4	10:00	0	0	0	5	3	8
38	愛媛県	6	10:00	0	1	4	0	1	6
39	高知県	4	10:00	4	1	2	0	5	12
40	福岡県	8	11:00	4	3	1	0	0	8
41	佐賀県	4	10:00	3	0	0	0	5	8
42	長崎県	6	10:00	0	0	0	0	12	12
43	熊本県	6	10:00	0	0	2	3	1	6
44	大分県	6	10:00	0	5	2	0	1	8
45	宮崎県	5	10:00 13:30	5	0	0	0	5	10
46	鹿児島県	5	10:00	0	2	0	4	6	12
47	沖縄県	4	10:00	10	0	1	1	4	16
	計	274		73	92	75	74	129	443
	平均数	5.8	割合(%)	16.5	20.8	16.9	16.7	29.1	100

※1 (秋田県)：実施時間は、予算特別委員会の分科会として各常任委員会で審査・調査している時間を含む。

※2 (三重県)：議案上程後の委員会のみ計上。予算決算常任委員会分科会を同時開催した委員会あり (12回)

※3 (大阪府)：平成19年9月定例会中の常任委員会の実施時間

2 検討経過

- (1) 議会活動のあり方についての検討に当たっては、7月下旬、議会改革に先進的に取り組んでいる三重県議会を調査し、定例会の回数・日数等の見直しを初め、常任委員会等委員会の運営状況、本会議における質疑質問のあり方、議会事務局の支援体制等議会運営に係る全般的な事項についての情報交換・意見交換を行った。
- (2) このほか、全国都道府県議会における定例会・臨時会及び常任委員会等委員会の開催状況等の調査を行い、それらの結果を踏まえた上で、現在の議会活動においてどのような課題があり、議会が更に機能を強化し、活性化するためにはどのような見直しが必要なのかといった観点から、各委員の意見交換、各会派での意見の集約などを行いながら、議論を深め、検討を進めた。
- (3) 議会活動のあり方については、議会活動全般に関わるものであり、検討対象の広がりなどを考慮すると、様々な角度からの検討が必要となるが、時間的な制約もあることから、来年度も同様の組織を設置し、年度をまたぐ継続的な検討が必要である。したがって、本年度においては、今後検討が必要と考えられるテーマの洗い出しにとどめた。

3 検討結果

- (1) 議会活動のあり方については、今後、検討が必要と考えられるテーマとして、例えば、次のようなものが挙げられる。

① 委員会活動の充実・強化について

【具体例】

- ア 審議は、同じ日に複数部局の審議を行うのではなく、部局ごとに審議の日を設定する。
- イ 議案は、一括審議ではなく、議案ごとの個別審議を行う。
- ウ 委員会等が所管する部局の重要課題等について、調査研究テーマを設定し、議員間で意見交換・討論・調査等を行う。
- エ 参考人の招致や公聴会等を活用し、請願・陳情を含む審議を、よりきめ細かく行う。

② 予算特別委員会・決算特別委員会の評価・検証について

【具体例】

- 本年度の実施状況を踏まえた上で、必要に応じて、実施方法等を見直す。

③ 議会運営全般の見直しについて

【具体例】

- ア 本会議における代表（一般）質問、予算特別委員会総括質疑及び

常任委員会における質疑等、各々のあり方についての検討を行う。
イ 会期（回数・日数等）を見直し、審議時間等を十分に確保する。
ウ 執行部との役割分担も勘案した議会事務局の組織等を見直し、支援体制を充実する。

（２）議会活動のあり方についての検討は、議会活動全般に関わるものであり、また、国の地方制度調査会における議論など、今後検討対象の広がりも想定される。このため、今年度に引き続き、来年度も同様の組織を設置して、様々な角度から検討を行うことが必要である。

V 議員会館の見直しについて

1 議員会館の概要

議員会館は、県議会議員の円滑な議員活動を行う宿泊施設として、また、優れた立地による県議会議長、同副議長の公舎、会議や打合せ等の集会施設としての機能を併せ持つ施設として、昭和55年3月、栃の葉国体の開催を機に竣工したが、築28年を過ぎ、施設の老朽化や不十分なサービス体制、利用の低迷などが指摘されているところである。

(1) 施設の概要

- ・鉄筋コンクリート4階建て1,498.5m²
- ・議長公室、同応接室・副議長公室、同応接室
- ・大会議室(44名)、小会議室(18名)
- ・宿泊室10室(洋7室、和3室)、その他休憩室2室
- ・談話室、事務室、食堂、運転手控室、管理人室等

(2) 利用料金

区分	料金	内訳
宿泊	2,700円	実費：ベッドメーキング*2,100円 クリーニング等 約600円
休憩	500円	

(3) 利用状況の推移

年度	宿泊利用者数	休憩利用者数	会議室等利用回数
平成 17	146名	56名	34回
” 18	102名	28名	16回
” 19	182名	36名	19回

(4) 問題点

- ・施設の老朽化
- ・不十分なサービス体制
(調理スタッフ不在により、食事は隣接のニューみくらに依存)

2 全国の状況

本県議会事務局の調査によると、平成20年9月現在、議員会館を独立した建物として設置している都道府県は本県を含めて11府県である。

また、設置していない都道府県と既に廃止又は廃止を予定している県を合わせると36である。

(1) 設置の有無

区 分	都道府県数
独立した建物として設置している	11
独立した建物として設置していたが、廃止した	14
設置していない	22
計	47

(2) 独立した建物として設置している11府県における状況

① 設置年度

	都道府県数	内 訳
昭和20年代	2	京都府(22)※1、愛知県(27)
〃 30年代	2	岩手県・長野県(39)
〃 40年代	2	茨城県※2・島根県(45)
〃 50年代	5	秋田県・栃木県・和歌山県(55) 宮崎県(57)、岡山県(59)
計	11	

※1 () 内数字は設置年度

※2 茨城県は平成20年度末で廃止予定

② 宿泊利用者の範囲

利 用 者	都道府県数	内 訳
現職議員に限定	6	秋田県、長野県、和歌山県 島根県、岡山県、宮崎県
現職議員以外の利用者 (元議員・現職県職員・ 議員関係者等)	5	岩手県、 <u>栃木県</u> 、茨城県 愛知県、京都府
計	11	

(3) 独立した建物として設置していたが廃止した14府県における主な廃止理由

理 由	都道府県数	内 訳
老 朽 化	9	宮城県(13) ^{※1} 、埼玉県(18) 神奈川県(10)、静岡県(44) 富山県(16)、滋賀県(17) ^{※2} 三重県(元)、兵庫県(7)、香川県(5)
利用者の減少	5	群馬県(17)、千葉県(16) 山梨県(18)、大阪府(不明) ^{※2} 福岡県(5)
計	14	

※1 ()内数字は廃止年度

※2 大阪府・滋賀県は宿泊機能廃止、会議室のみ使用

3 検討経過

(1) 議員会館の見直しについては、これまでも各派代表者会議や昨年度の活性化検討会において、今後のあり方が検討されている。

まず、平成18年2月の各派代表者会議における今後のあり方の検討では、「①議会議事堂に近接し、一体的な利用が可能であり、閑静で優れた立地環境にあること、②遠隔地の市町村に自宅を持つ議員にとって円滑な議員活動のために不可欠な宿泊施設であること、③議長、副議長の公舎としての機能を果たしているなど、これらの役割を市内に立地するホテル等で代替することは困難であり、今後も議員会館として維持・運営していく。」との方針が打ち出されており、議員会館維持の必要性が示されている。

また、利用拡大方策として、施設の維持補修の必要性やサービスの向上、議員による利用の促進、議員以外の者も含めた利用範囲の拡大について検討すべきとしている。

運営の合理化では、利用料金の検討や管理経費の削減が検討されたが、将来的には民間への委託も含め検討することとし、当面は、現在の管理体制を維持することが決定されている。

(2) 平成19年度に設置された議会活性化検討会においては、「具体的な検討を行うには至らなかったが、行財政改革として県有施設全体の見直しが行われていることもあり、改修なのか、廃止なのかも含め、今後時間をかけて検討すべきであること。また、各派代表者会議での方針決定から、約2年しか経過していないことや、財政状況などをも踏まえ、当面は様子を見るにしても、議員会館の見直しについて、来年度以降も検討を継続すべきである。」との提言がなされている。

- (3) 今年度の議会活性化検討会においては、各派代表者会議における方針、昨年度の検討会における検討経過等を踏まえて、本県の議員会館の現況や全国の設置状況などについての調査を行い、各委員が意見を交換しながら検討を進めた。

4 検討結果

議員会館のあり方については、平成19年度の新議事堂完成に伴う利用環境の変化や今後の利用状況、施設の老朽化などの推移を見ながら、当面は、大規模な維持補修などを行わず、現在の管理体制を維持しつつ、時間をかけて検討すべきであることを提言する。

なお、地方交付税の減額や景気の後退が続き、本県の行財政状況が大変厳しい中において、県有施設全体のあり方の検証や見直しなど行財政改革のなお一層の推進が求められている状況を踏まえ、宿泊を必要とする遠隔地の市町に自宅のある議員にも配慮しつつ、議員会館の廃止や売却も視野に入れた検討が必要であると考えられる。

VI おわりに

国と地方の役割分担を見直す第二期地方分権改革や道州制の論議が本格化する中において、地方議会の果たす役割はますます重要なものとなっており、これまで以上に積極的な議会活動や議員活動の展開が求められている。

本報告書は、別途中間報告を行った「費用弁償の見直しについて」のほか、「議会活動のあり方」と「議員会館の見直し」について提言を取りまとめたものである。

特に、議会活動のあり方については、議会活動全般に関わる様々な角度からの検討が必要であることに加え、国の地方制度調査会における議論などを踏まえると、さらに検討対象が広がることも十分考えられる課題であるため、本検討会では、来年度も同様の組織を設置し、継続的な検討を行うことが必要と考える。

地方自治が大きな変革の時期を迎えている今こそ、県議会は、二元代表制の一翼を担い、県民の負託に応えるという強い自覚のもと、議会活動の更なる活性化に向けた努力を続けていくことが重要である。

本報告書で提言した各項目について、執行部等と調整の上、着実に実施されることを強く希望する。

VII 議会活性化検討会委員名簿

会	長	青	木	克	明
副	会	三	森	文	徳
委	員	齋	藤	孝	明
委	員	野	村	節	子
委	員	佐	藤		良
委	員	五	十	嵐	清
委	員	小	高	猛	男
委	員	神	谷	幸	伸
委	員	菅	谷	文	利
委	員	野	村	壽	彦
委	員	阿	久	津	憲
委	員	渡	辺		渡

VIII 參考資料

議会活性化検討会 中間報告書

○費用弁償の見直しについて

平成20年10月

議会活性化検討会

目 次

I	はじめに	-----	25	頁
II	検討会の活動状況	-----	26	
III	費用弁償の見直しについて	-----	27	
1	本県の状況	-----	27	
2	全国の状況	-----	28	
3	検討経過	-----	32	
4	検討結果	-----	33	

1 はじめに

「地方が主役の国づくり」の理念のもとに、政府の地方分権改革推進委員会においては、平成20年5月の第一次勧告、8月の中間報告に続き、本年末には第二次勧告が予定されるなど、これまでの国と地方との役割分担を見直す地方分権改革の動きが本格化してきている。

このような中であって、地方議会もまた、従来の政策の決定、監視といった機能にとどまらず、広範多岐にわたる県民の意思を確実に受け止め、信頼を得ることのできる議会改革が求められているが、本県議会においては、これまでも数度にわたって検討会等を設置し、議員による政策条例の提案や本会議質疑・質問の「一問一答方式」の導入等、議会活動のさらなる活性化に向けた検討を行ってきたところである。

特に、昨年度の議会活性化検討会においては、「予算特別委員会の設置」「政務調査費の見直し」などの項目について検討し、全国的にも先進的な内容の答申を行ったが、費用弁償については、時間的な制約もあって、見直しの必要性を確認し、「支給額等、そのあり方について、今後見直すべきである。また、検討に当たっては、今年度に引き続き、来年度も同様の組織を設置して、できるだけ速やかに検討を開始すべきである」との提言を行ったが、具体的な見直し内容を検討するまでには至らなかった。

このため、今年度の議会活性化検討会は、「費用弁償の見直しについて」を前半の検討テーマとし、全国の支給状況や各支給方式における試算等の調査結果を踏まえ、各党派ごとに協議した見直し案を基に意見交換を行い、更に議論を深める方法で検討を重ねて、一定の結論を得たものである。

今後、本報告書の提言に基づき、本県議会として必要な検討を加えられ、費用弁償の見直しについて、早期に実現が図られるよう望むものである。

平成20年10月9日

議会活性化検討会
会 長 青 木 克 明

II 検討会の活動状況

(1) 第1回	3月21日(金)	・正副会長互選
(2) 第2回	4月24日(木)	・委員席の決定について ・年間活動計画について ・検討テーマについて
(3) 第3回	6月11日(水)	・検討テーマの決定について ・費用弁償の見直しについて
(4) 第4回	7月24日(木) ～25日(金)	・県外調査 (三重県議会の議会活動について)
(5) 第5回	7月29日(火)	・費用弁償の見直しについて ・議会活動のあり方について
(6) 第6回	8月18日(月)	・費用弁償の見直しについて ・議会活動のあり方について
(7) 第7回	9月3日(水)	・費用弁償の見直しについて ・議会活動のあり方について
(8) 第8回	10月3日(金)	・中間報告書(案)について ・議会活動のあり方について ・議員会館の見直しについて

Ⅲ 費用弁償の見直しについて

1 本県の状況

(1) 費用弁償については、地方自治法第203条第2項において「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる」とされており、その額並びに支給額については、栃木県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第8条～第10条において定められている。

現行の支給額は、平成17年7月1日から適用されている。

(2) 支給額、対象等は以下のとおりである。

区 分	支 給 額 等										
① 議会公務のため旅行した場合	支給額＝交通費＋雑費＋宿泊料 ① 交通費＝自宅からの交通費実費 ② 雑 費 ・ 路程100km未満 300円/日 ・ " 100km以上 600円/日 ・ 交通機関利用による県外旅行 1,300円/日 ③ 宿泊料 ・ 甲地泊 14,800円 ・ 乙地泊 13,300円										
② 外国に旅行した場合	国家公務員等の例による										
③ 議会の招集に応じて旅行した場合	支給額＝自宅から議会棟までの路程区分に応じた定額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路程 20km未満</th> <th>路程 20km以上 60km未満</th> <th>路程 60km以上 100km未満</th> <th>路程 100km以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日額</td> <td>11,500円</td> <td>12,500円</td> <td>13,500円</td> <td>14,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	路程 20km未満	路程 20km以上 60km未満	路程 60km以上 100km未満	路程 100km以上	日額	11,500円	12,500円	13,500円	14,500円
区分	路程 20km未満	路程 20km以上 60km未満	路程 60km以上 100km未満	路程 100km以上							
日額	11,500円	12,500円	13,500円	14,500円							
④ 閉会中の委員会に出席した場合											

2 全国の状況

費用弁償については、平成19年から今年にかけて47都道府県のうちの約半数に当たる22道県が、支給区分や支給額等の見直しを行うなど、全国的にも見直しの動きが広がっている。

(1) 支給方式

議会の招集に応じて旅行した場合、いわゆる応招等旅費の支給方式は、大別すると3区分に分けられる。

〔 応招等旅費の支給方式 〕

区 分	都道府県数	割 合
距離別定額	30	63.8%
交通費実費+定額	14	29.8%
交通費実費	3	6.4%
計	47	

(平成20年4月1日現在：栃木県議会事務局調べ)

(2) 支給方式別の支給状況

① 「距離別定額」支給方式

ア 「距離別定額」支給方式における応招等旅費日額等の状況

「距離別定額」支給方式を採る30都道府県における応招等旅費日額等の状況は以下のとおりである。

なお、本県議会事務局の調査によると、30都道府県のうち11道県が、平成19年から20年にかけて支給額等の見直しを行っている。

内訳は、「支給区分及び日額の変更」が4県、「区分ごとの日額の変更」が7道県である。

	都道府県名	応招等旅費日額(円)	摘 要
1	北海道	13,000～20,000	区分ごとの日額の変更 H20.4.1～
2	青森県	6,700～13,300	区分ごとの日額の変更 H20.4.1～
3	岩手県	8,700～18,000	区分ごとの日額の変更 H19.1.1～
4	宮城県	10,800～20,200	
5	秋田県	3,600～12,900	支給区分及び日額の変更 H20.4.1～
6	山形県	10,900～19,000	
7	茨城県	5,000～11,000	支給区分及び日額の変更 H20.1.1～
8	栃木県	11,500～14,500	
9	群馬県	5,400～8,100	支給区分及び日額の変更 H19.1.1～
10	埼玉県	11,700～18,700	
11	東京都	10,000～12,000	

	都道府県名	応招等旅費日額(円)	摘	要
12	新潟県	8,000～18,600		
13	山梨県	10,000～14,400		
14	愛知県	9,500+加算額	区分ごとの日額の変更	H20.4.1～
15	滋賀県	3,000～12,000		
16	大阪府	7,000～15,000		
17	兵庫県	2,500～19,000	区分ごとの日額の変更	H20.4.1～
18	奈良県	3,000+加算額		
19	和歌山県	5,000～27,000		
20	岡山県	9,100～18,100		
21	山口県	6,400～13,600		
22	徳島県	7,200～14,400	支給区分及び日額の変更	H20.4.1～
23	香川県	8,000～12,000		
24	高知県	5,000～18,000		
25	福岡県	10,000～20,000		
26	長崎県	9,200～16,300		
27	熊本県	12,000～16,300		
28	宮崎県	5,000～13,000	区分ごとの日額の変更	H20.4.1～
29	鹿児島県	5,000～11,600	区分ごとの日額の変更	H20.4.1～
30	沖縄県	8,000～16,300		

イ 「距離別定額」支給方式における区分最下位の金額

「距離別定額」支給方式を採る30都道府県における定額部分を、最下位の金額により区分した状況は以下のとおりである。

なお、最下位の定額の全国平均額は7,673円である。

	最下位の定額金額	都道府県数	該	当
1	2,000～3,000円未満	1	兵庫県	
2	3,000～4,000円	3	秋田県、滋賀県、奈良県	
3	4,000～5,000円	0		
4	5,000～6,000円	6	茨城県、群馬県、和歌山県 高知県、宮崎県、鹿児島県	
5	6,000～7,000円	2	青森県、山口県	
6	7,000～8,000円	2	大阪府、徳島県	
7	8,000～9,000円	4	岩手県、新潟県、香川県、沖縄県	
8	9,000～10,000円	3	愛知県、岡山県、長崎県	
9	10,000～11,000円	5	宮城県、山形県、東京都、山梨県 福岡県	

	最下位の定額金額	都道府県数	該 当
10	11,000～12,000円	2	栃木県、埼玉県
11	12,000円以上	2	北海道、熊本県
	計	30	

② 「交通費実費＋定額」支給方式

ア 「交通費実費＋定額」支給方式における応招等旅費日額等の状況

「交通費実費＋定額」支給方式を採る14府県における応招等旅費日額等の状況は以下のとおりである。

本県議会事務局の調査によると、14府県のうち9県が、平成19年から平成20年にかけて支給方式等の見直しを行っている。

「距離別定額」支給方式から「交通費実費＋定額」支給方式への変更が8県、「交通費実費＋定額」支給方式における定額部分の変更が1県である。

なお、定額部分の全国平均額は3,371円である。

	都道府県名	応招等旅費日額 (円)	摘 要
1	福島県	3,300 + 交通費実費	定額制から変更 H19.10.16～
2	富山県	3,000 + 交通費実費	定額制から変更 H20. 4. 1～
3	石川県	3,000～8,000 + 交通費実費	定額制から変更 H20. 4. 1～
4	福井県	3,000 + 交通費実費	定額制から変更 H20. 4. 1～
5	長野県	3,500～5,000 + 交通費実費	
6	岐阜県	5,000 + 交通費実費	定額制から変更 H20. 4. 1～
7	静岡県	1,000 + 交通費実費	
8	三重県	3,000 + 交通費実費	
9	京都府	3,000 + 交通費実費	
10	島根県	7,400 + 交通費実費	
11	広島県	3,000 + 交通費実費	定額制から変更 H20. 4. 1～
12	愛媛県	3,000 + 交通費実費	定額制から変更 H20. 4. 1～
13	佐賀県	3,000 + 交通費実費	定額制から変更 H19. 7. 6～
14	大分県	3,000 + 交通費実費	定額の変更 H20. 4. 1～

イ 「交通費実費＋定額」支給方式における定額部分の金額

「交通費実費＋定額」支給方式を採る14府県における定額部分を、金額ごとに区分した状況は以下のとおりである。

3,000円以上4,000円未満を定額とする県が最も多く、14府県のうち11府県となっている。

	区 分	都道府県数	該 当
1	1,000～2,000円未満	1	静岡県
2	2,000～3,000円	0	
3	3,000～4,000円	11	福島県、富山県、石川県、福井県 長野県、三重県、京都府、広島県 愛媛県、佐賀県、大分県
4	4,000～5,000円	0	
5	5,000円以上	2	岐阜県、島根県
	計	14	

③ 「交通費実費」支給方式

「交通費実費」支給方式を採る3県の、実費の内訳は以下のとおりである。

	県 名	実費の内訳	備 考
1	千葉県	自家用車の場合 30円/km+高速料金	19.7.10から「交通費実費」支給方式
2	鳥取県	自家用車の場合 25円/km+高速料金	17.4.1から ”
3	神奈川県	自家用車の場合 15円/km+高速料金	19.4.1から ”
	計	3 県	

(3) 「交通費実費」の単価の状況

(2) ②「交通費実費＋定額」支給方式の14府県と③「交通費実費」支給方式の3県を合わせた17府県における自家用車使用の場合の「交通費実費」の単価区分は、以下のとおりである。

交通費実費として1km当たりの単価を37円と設定している県が最も多く、17府県のうち7県である。

	区 分	都道府県数	該 当
1	15 円/km	1	神奈川県
2	18 円/km	1	静岡県
3	20 円/km	1	島根県
4	25 円/km	2	福島県、鳥取県
5	30 円/km	3	千葉県、長野県、三重県
6	35 円/km	1	広島県
7	37 円/km	7	岐阜県、富山県、石川県、福井県、大分県 佐賀県、愛媛県
8	その他	1	京都府
		17	

3 検討経過

- (1) 平成19年度に設置された議会活性化検討会においては、平成17年から適用している本県の費用弁償についての見直しの必要性が確認され、「費用弁償について、支給額等、そのあり方について、今後見直すべきである。また、検討に当たっては、今年度に引き続き、来年度も同様の組織を設置して、できるだけ速やかに検討を開始すべきである」との提言を行ったが、具体的な内容を検討するまでには至らなかった。
- (2) 引き続き設置された今年度の議会活性化検討会においては、「費用弁償の見直しについて」を前半の検討テーマとし、検討を行うこととした。検討を始めた早い時期に、「減額の方角で見直しを進める」という大筋で、全会派の意見の一致を見るに至った。また、「議案や質疑・質問に関する調査のために現地調査を行った場合に、登庁したものとみなして費用弁償を支給する、いわゆるみなし規定については廃止すること」についても、全会派が一致した。
- (3) 見直しに当たっては、本県及び全国の支給方法、支給額等の調査に加え、それぞれの支給方式の場合の試算なども行った上で、会派ごとに協議した見直し案を踏まえて各委員が意見を交換し、さらに議論を深めながら検討を進めた。
- (4) 本県議会事務局が試算した支給方式ごとの所要見込額は、「交通費実費+定額(3,000円)」支給方式とした場合が現行の約4割、「交通費実費」支給方式とした場合と同じく約2割であり、いずれも大幅な経費の削減につながることを確認された。

- (5) 費用弁償については、県民の関心も高い事項であり、また予算の編成や条例の改正等にも関連する問題であることから、議長へ中間報告を行うことについて全会派の意見が一致した。

しかし、具体的な見直し方法をめぐっては、「交通費実費＋定額（3,000円）」支給方式と、「交通費実費」支給方式の二つの意見に分かれ、すべての会派の意見が一致するには至らなかった。

「交通費実費＋定額（3,000円）」支給方式と、「交通費実費」支給方式の二つの見直し案について、それぞれ賛同する委員の挙手を求め、検討会としての意思を確認したところ、多数意見は、「交通費実費＋定額（3,000円）」支給方式であった。

このため、検討会として「交通費実費＋定額（3,000円）」支給方式に見直すべきとの提言を行うこととし、併せて、「交通費実費」支給方式を支持する少数意見があった旨を付記して、議長へ中間報告を行うことに決定した。

4 検討結果

(1) 支給方法等の見直しについて

費用弁償の見直しに当たっては、議員活動がより活発に行われ、議会の機能が一段と高まり、より活性化するためにどう支給されるべきものか、といった観点からの検討が必要である。併せて、経費削減という視点からも検討すべきである。

こうした観点から、本検討会は、現行の「距離別定額」支給方式を見直し、「交通費実費＋定額（3,000円）」支給方式とすることを提言する。

定額部分は、議員が議会の招集に応じて登庁し、議案・陳情などを審査する際の情報収集のための調査や資料収集などにかかる諸費用として必要であると考えられ、「交通費実費＋定額」支給方式を採る14府県の平均額が3,371円という現状を踏まえると、3,000円の定額は妥当な金額であると考えられる。

なお、定額部分の明確な根拠を示すことは困難であり、県民の理解を得ることができないとの考えから、交通費実費のみの支給方式にすべきであるとの少数意見があった。

(2) みなし規定について

議案に関する調査又は質疑質問に関する調査のために、現地調査を行った場合、議会棟に登庁したものとみなして費用弁償を支給する、いわゆる「みなし規定」については廃止すべきである。

(3) 見直しの実施時期について

平成21年4月を目途としつつ、できるだけ早期に実施できるよう、条例等の諸規程の改正等の手続きを進めることが必要である。

○ 答申案のまとめ

費用弁償の見直しについて

(1) 支給方法等の見直しについて

現行の「距離別定額」支給方式を見直し、交通費実費と議案・陳情の審査などに要する公務諸費（3,000円）を支給する方式とすべきである。

(2) みなし規定について

議案に関する調査又は質疑質問に関する調査のために、現地調査を行った場合、議会棟に登庁したものとみなして費用弁償を支給する、いわゆる「みなし規定」については廃止すべきである。

(3) 見直しの実施時期について

平成21年4月を目途としつつ、できるだけ早期に実施できるよう、条例等の諸規程の改正等の手続きを進めることが必要である。